

個人情報保護実務検定



全ての企業人に個人情報保護法の理解と安全管理の実践力を 社会人に必須の資格となっています



【令和2年 改正個人情報保護法に完全対応しています】

令和2年6月12日に公布された「改正個人情報保護法」が令和4年4月1日に全面施行され、個人情報保護実務検定も法改正に対応した問題を出題いたします。改正内容につきましては、「個人情報保護委員会」ホームページにてご確認ください。

試験日程

2月試験 2023年2月19日(日)

申込期間 10月25日(火) ▶ 1月12日(木)

実施概要

試験時間 > [1級] 10:00~12:15
[2級] 10:00~11:45

検定料 > [1級] 11,000円(税込)
[2級] 8,800円(税込)

※試験を10名以上同時に申し込まれますと、割引価格がご利用いただけます。31名以上同時にお申し込みをされる場合は、当協会までお電話ください。

試験会場

- 札幌… かでる2・7
- 仙台… 学校法人北杜学園 中央6号館
- 東京… 上智大学(四谷キャンパス)6号館
- 横浜… 東武横浜第3ビル貸会議室 又は東武立野ビル貸会議室
※会場のご選択はできません。
- 埼玉… 埼玉建産連研修センター
- 千葉… 千葉県教育会館
- 名古屋… 名古屋工業大学(御器所キャンパス)
- 津… 津リージョンプラザ(第2会議室)
- 大阪… 大阪経済大学 70周年記念館(A館)
- 福岡… アクロス福岡

※会場の詳細はホームページをご確認ください。

●オンライン・ライブ受験も同時実施

オンライン・De・資格キャンペーン

—こんな時代だから資格を取ろう—

個人情報保護実務検定 SMART 合格講座(1級・2級対応)

[収録内容]

- SMART 動画 4時間30分
- SMART 答練 1時間56分
- SMART 模試 1級・2級それぞれ1回分
- 個人情報保護士認定試験公認テキスト付

オンライン de 資格キャンペーン

5,500円引き

★★★★★★★★

今だけ特別

定価 15,400円(税込)のところ

今だけ特別価格

⇒ 9,900円(税込)

詳しくは ▶ https://www.joho-gakushu.jp/smartinfo/k_pi/pl/

全情協が実施している各種検定試験

- | | |
|---|---|
| 個人情報保護士認定試験
法改正により全ての事業者に個人情報保護法が適用されます。 | 個人情報保護実務検定(1~2級)
個人情報保護法の理解と保護の実践力を身につける |
| 情報セキュリティ管理士認定試験
情報セキュリティリスクと対策に精通したエキスパートを認定 | 働き方マネージャー認定試験
働き方改革の概要を学ぶ上級クラスの資格 |
| 情報セキュリティ初級認定試験
情報化社会の必須知識! セキュリティ対策の基本知識の理解 | 働き方マスター試験
働き方改革の概要を学ぶ中級クラスの資格 |
| DX推進アドバイザー認定試験
DX実現に向けて議論したアドバイスできる人材 | 労働法務士認定試験
人事・労務・法務などで必須の労働法に精通したエキスパートを認定 |
| DXオフィサー認定試験
DX実現に向けて各種のマネージャーやオフィサーとして活躍できる人材 | 認定ハラスメント相談員1種試験
ハラスメントを未然に防ぐ為の頼れるエキスパートを養成する資格 |
| 企業危機管理士認定試験
企業危機マネジメントのプロを養成する資格 | ハラスメントマネージャー1種認定試験
ハラスメントの基礎知識から管理体制の構築を行う実務能力を認定 |
| マイナンバー実務検定(1~3級)
マイナンバー制度を理解し、適正な取扱いをするための資格 | 女性活躍マスター試験
ダイバーシティマネジメントと、活躍したい女性を応援するための試験 |
| マイナンバー保護士認定試験
マイナンバー法の理解、安全管理・セキュリティを学ぶ資格 | 観光検定
観光に関するあらゆる知識水準を級とポイントで評価 |
| 民法法務士認定試験
民法の基礎から実務者レベルまでを学習する資格 | インバウンド実務主任者認定試験
インバウンドビジネスを有利に展開するために必須の資格 |
| 会社法法務士認定試験
法務・総務・人事・管理職の方に! 会社法のプロフェッショナルを養成 | 労働安全衛生マネージャー認定
労働安全衛生法やストレスチェック制度について学びます |

■お問合せ先 TEL: 03-5276-0030

東京都千代田区神田三崎町3-7-12 清話会ビル5階 FAX: 03-5276-0551

一般財団法人

全日本情報学習振興協会

▶お申込は当協会ホームページまで

全情協

検索

<https://www.joho-gakushu.or.jp/pipl/>

令和2年 改正個人情報保護法について

ビジネス世界において必須の法律となりました

令和4年4月1日に「改正個人情報保護法」が施行されました。

これにより、「罰則」の金額引き上げや「仮名加工情報」の新設など様々な改正がなされています。

また、この機会に、全ての社会人に必須の知識「個人情報保護法」の基礎から今一度学んでみてはいかがでしょうか。



●受験体験談

コツは基本をしっかり覚えること、焦らないこと。

勉強を始めた頃、個人情報保護法が個人情報を保護することより、個人情報を使うための法律だと知って驚きました。それを知って、個人情報保護法が簡単に理解できました。そのあたりを十分理解していないと引っかかる問題が結構ありますが、実際の試験では、問題文を良く読むこと、焦って平凡なミスをしたくないことが大切です。テキストを1冊よく読み込んで、基本を覚えればそんなに難しい試験ではありません。幸いなことに1回で合格しました。

男性（21歳 大学生 情報系志望）

問題をゆっくり読めば分かります。

初めは個人情報保護士認定試験を受けようと思ったのですが、まずは、個人情報保護実務検定にチャレンジしようと思い、受験を決意しました。合格率が50%程度と聞いていたので、甘く見てしまい、実際の試験では不合格となってしまいました。今考えるとケアレスミスを連発していました。個人情報保護実務検定は、先入観で考えて畏にはまらないことです。標準テキストを読んで、個人情報の利用方法をしっかり覚えれば簡単だったのです。理屈が分かっていたら、個人情報に関する話題やクレームに恐れなくなりました。今年は、続いて個人情報保護士認定試験にも合格しました。

男性（37歳 通信関連販売）

※こちらの体験談は、改称前の「個人情報保護法検定」を実務検定に読み換えたものとなります。

●SMART 合格講座

【オンライン・De・資格 キャンペーン】

個人情報保護実務検定 SMART合格講座 (1級・2級対応)



【収録内容】

- ・ SMART 動画 4時間30分
- ・ SMART 答練 1時間56分
- ・ SMART 模試 2時間

定価→15,400円→ **今だけ特別価格 9,900円 (税込)**

合格をめざして、スマートフォン・タブレット・パソコンで、いつでも、どこでも、好きなだけ、SMART（賢明な）に学習できる講座で、検定主催者がお勧めする対策講座です。基礎から合格レベルまでの、要点や重要ポイントの映像講座4時間程度を、好きなように分割して学ぶことができます。並行して出題傾向をつかみ、知識を整理するために、SMART答練で重要問題に挑戦して実践力をつけます。SMART 答練では、1問ごとに講師が、出題のねらいと、解答と解説を行います。仕上げには、実際の試験と同じ時間で、同じ問題数に挑戦する、SMART 模試で実力を試して下さい。

https://www.joho-gakushu.jp/smartinfo/k_pipl/

●参考書籍

以下は別試験の学習ツールですが、マイナンバー分野を除いた学習をすることで対応できます。



【全日本情報学習振興協会版】
改正法対応
個人情報保護士認定試験
公式テキスト
¥2,420 (税込)



【改正法対応】
個人情報保護士
認定試験
公式過去問題集
¥1,760 (税込)

●個人情報保護実務検定 試験内容

試験内容・各級出題範囲

		2級	1級
Ⅰ. 個人情報保護の総論	個人情報保護法の歴史		
	個人情報に関連する事件・事故		
	各種認定制度		
	個人情報の定義と分類		
	個人情報取扱事業者		
	条文に対する知識と理解		
Ⅱ. 個人情報保護の対策と 情報セキュリティ	脅威と脆弱性に対する理解		
	組織体制の整備		
	人的管理の実務知識		
	物理的管理の実務知識		
	技術的管理の実務知識		
制限時間	1級：120分	2級：90分	
合格点	1級および2級 課題Ⅰ・課題Ⅱ 合計70%以上		
検定料(税込)	1級：11,000円	2級：8,800円	

●出題内容の詳細項目は、本試験の目安ですので、一部異なったり、項目にない内容が出題されることがあります。
●出題項目が変更となる場合がありますので、受験申込時にホームページにてご確認ください。

個人情報保護実務検定 過去問題に挑戦

【問】令和4年4月1日に全面施行される「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年法律第44号）に関する以下のアからエまでの記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲が拡大された。
- イ. 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化された。
- ウ. 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨が明確化された。
- エ. 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者が、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とされた。

解答：ア

【問】個人情報保護法における罰則に関する以下のアからエまでの記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 個人情報保護法の規定による命令に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される。
- イ. 法人の代表者が、その法人の業務に関して、個人情報保護法の規定による命令に違反した場合には、その法人に対して、100万円以下の罰金刑が科される。
- ウ. 個人情報保護法の規定による報告若しくは資料の提出をしなかったときは、50万円以下の罰金に処される。
- エ. 法人の代表者が、その法人の業務に関して、個人情報保護法の規定による報告若しくは資料の提出をしなかったときは、その法人に対して、50万円以下の罰金刑が科される。

解答：イ

■お問合せ先 TEL: 03-5276-0030

東京都千代田区神田三崎町3-7-12 清話会ビル5階 FAX: 03-5276-0551

一般財団法人

全日本情報学習振興協会

※本リーフレットは、協会ホームページよりPDFにてダウンロード頂くことができます。社内回覧などにご利用下さい。

<https://www.joho-gakushu.or.jp/pipl/>

全情協

検索